

月報私学

7
2011
VOL.163

日本私立学校振興・共済事業団広報



都心にありながらも外濠の緑に囲まれた市ヶ谷キャンパス
写真提供：学校法人 法政大学（東京都千代田区）

CONTENTS

- 第2回 私学リーダーズセミナーの開催…………… 2
- 受配者指定寄付金を利用した外部資金の導入…………… 4
- 平成23年度 私立大学等経常費補助金 配分方法の主な変更点及び第一次補正予算の概要…………… 6
- 私学事業団の刊行物…………… 8
- 東日本大震災にかかる私学共済制度の取り扱い…………… 9
- 標準給与基礎届書…………… 10
- 人間ドック利用費用の補助…………… 11
- 夏休みにご利用ください ―契約施設・バカンスクーポンと長距離フェリーの割引利用―…………… 12
- 私学事業団の直営宿泊施設／私学事業団は、学生の就職活動を応援します…………… 13
- INFORMATION…………… 14
- 宿泊施設のご案内／融資事業のご案内…………… 16

第二回

私学リーダーズセミナーの開催

近年、少子化や経済情勢等の影響を受け、私立学校の経営をめぐる環境は、一層厳しさを増しています。このような状況下、学校法人においては、安定的な財政基盤の確保や教育研究の質の向上等が喫緊の課題となっており、財政運営と教学が一体となって改革に取り組むことが何より必要となっています。

私学事業団では、私学のリーダーとして、経営改革に取り組むための基礎である財務と大学の魅力向上のための最重要課題である教育研究の質の向上等について知識を深め、本音で具体的な意見交換ができる場を設けることにより、問題点を認識し改革のヒントを得ていただくため、昨年度に引き続き、「第二回私学リーダーズセミナー」を開催することといたしました。

本セミナーでは、学校法人ごとの財務状況の分析を基に、問題点の把握や今後の対応策の検討を事業団職員とともに、個別法人分析会を開催し、さらに、経営改革に関する具体的・専門的な相談に応じるため、本事業団の「専門人材バンク」に登録された弁護士等の専門家による相談会も同時開催いたします。

申し込みは、七月十三日(水)締め

切りとなっております。理事長・学長等学校法人の経営に責任を持つリーダーの方々への積極的なご参加をよろしくお願い申し上げます。

このセミナーの趣旨、実施時期等は次のとおりです。

趣旨

- 一 理事長や学長等、私学のリーダーそれぞれが経営面・教学面の知識を深め、経営情報や問題意識を共有化し、大学の魅力向上のための改革に向けた意欲形成を図る。
- 二 学校法人ごとの財務状況の分析を基に、問題点の把握、今後の対応策の検討を事業団職員とともに行う。
- 三 経営改革に関する具体的・専門的な相談に応じるため、「専門人材バンク」に登録する弁護士・公認会計士・社会保険労務士・再生専門家・教学専門家による個別相談会を実施する。

対象

大学及び短期大学法人等の理事長(理事)、学長(副学長)

定員

申込法人のうち、各会場二十法人を選定

会場・実施時期

①名古屋会場

(名古屋ガーデンパレス)

十月五日(水)～六日(木)

②京都会場(京都ガーデンパレス)

十月二十日(木)～二十一日(金)

③東京会場Ⅰ(東京ガーデンパレス)

十一月一日(火)～二日(水)

④福岡会場(福岡ガーデンパレス)

十一月二十八日(月)～二十九日(火)

日(火)

⑤仙台会場(仙台ガーデンパレス)

十二月七日(水)～八日(木)

⑥東京会場Ⅱ(東京ガーデンパレス)

十二月二十日(火)～二十一日(水)

プログラム

○1日目【テーマ：一日で財務の見方を習得し、自法人の状況を把握する】

時間	研修内容等
10:20～10:50	講演「学校経営入門講座(私学経営)」 私立大学の現状と取り巻く状況
10:50～12:00	講演「学校経営入門講座(学校法人会計基準)」 1. 消費収支計算書、資金収支計算書から収入と支出の構成 2. 貸借対照表から資産と負債のバランス
13:30～14:40	講演「学校経営入門講座(財務分析)」 1. 財務三表を用いた財務分析手法 2. 財務分析結果の評価手法
14:40～17:00	個別法人分析会(各学校法人約70分) 学校法人ごとにブースに分かれ、財務状況等の分析と相談を私学経営情報センター職員とともに実施 専門家相談会(希望する法人のみ)
17:00～18:30	意見交換会 他の学校法人や講師等との親睦を深める

○2日目【テーマ：教学改革など大学の魅力向上に向けたマインド形成】

時間	研修内容等
9:10～10:20	講演①「私学に求められるもの」 学校法人のガバナンス、大学における人材養成等、今、私学に求められている課題
10:20～11:30	講演②「大学の魅力向上に向けて」 大学の魅力向上に向け、大学改革戦略の策定や学生支援等の取り組み事例
12:30～13:40	講演③「大学の魅力向上に向けて」 大学の魅力向上に向け、初年次教育やアクティブ・ラーニング等の取り組み事例
13:40～16:00	シンポジウム 大学の魅力向上のための経営改革や教学改革に向けて、問題意識の共有と今後の方向を参加者と講師等により積極的に討議

講師予定

会場名	講演①「私学に求められるもの」	会場名	講演②③「大学の魅力向上に向けて」
名古屋	有信 睦弘 (東京大学監事、文部科学省中央教育審議会大学分科会委員)	名古屋	小林 雅之 (東京大学 大学総合教育研究センター教授、文部科学省中央教育審議会大学分科会委員) 安永 悟 (久留米大学文学部教授)
京都	北城 悟太郎 (国際基督教大学理事長、社経済同友会終身幹事、文部科学省中央教育審議会委員)	京都	池田 輝政 (名城大学人間学部教授、大学院大学・学校づくり研究科教授) 大橋 正明 (恵泉女学園大学人間社会学部教授)
東京 I	鈴木 寛 (文部科学副大臣) (予定)	東京 I	濱名 篤 (濱名学院理事長、関西国際大学学長) 日向野 幹也 (立教大学経営学部教授・リーダーシップ研究所所長)
福岡	清成 忠男 (法政大学学事顧問)	福岡	井下 千以子 (桜美林大学 大学院大学アドミニストレーション研究科教授) 濱名 篤 (濱名学院理事長、関西国際大学学長)
仙台	市村 泰男 (社日本貿易会常務理事、文部科学省産学連携によるグローバル人材育成推進会議委員)	仙台	岩倉 信弥 (多摩美術大学理事、多摩美術大学名誉教授) 小林 雅之 (東京大学 大学総合教育研究センター教授、文部科学省中央教育審議会大学分科会委員)
東京 II	清成 忠男 (法政大学学事顧問)	東京 II	池田 輝政 (名城大学人間学部教授、大学院大学・学校づくり研究科教授) 井下 千以子 (桜美林大学 大学院大学アドミニストレーション研究科教授)

助成業務

第一回
私学リーダーズ
セミナーの報告

私学経営情報センターでは、理事長・学長等私学のリーダーが経営面・教員面の知識を深め、改革に向けた意欲形成を図ることを目的として、「第一回私学リーダーズセミナー」を昨年九月から十一月末にかけて、全国七か所のガーデンパレスで開催いたしました。

セミナー一日目は、「学校法人会計基準の基礎知識」と「財務分析と財務評価手法」の講演に引き続き、センター職員と個別の法人が各ブースに分かれて財務状況等の分析を行う個別法人分析会が行われ、セミナー終了後には意見交換会を開催いたしました。

二日目は、河田理事長の挨拶の後、「私学に求められるもの」と「大学の魅力向上に向けて」の講演に引き続きシンポジウムが行われ、講師全員と参加者による活発な意見交換が行われました。

セミナー終了後にアンケートのご協力をいただきましたので、その一部をご紹介します。

- 講演「学校法人会計基準の基礎知識」
・全く分からなかった財務諸表の見方が分かるようになりました。

- ・学内の研修等で使わせていただきたいと思えます。

講演「財務分析と財務評価手法」

- ・様々な指標を使つての分析で、自法人の特徴を把握することの大切さが良く分かりました。
- ・目下、中期経営計画策定中につき、その指標として使う項目や表現・評価の仕方等で良いヒントが得られました。

個別法人分析会

- ・本音で突っ込んだ指示を受けられて、良かった。
- ・大学の問題点、今後注意すべきことなど具体的にご教授いただき、大変有意義でした。

講演「私学に求められるもの」

- ・教授会、教員集団をどう変えていくか。変えなければならぬ。その中で、学長のリーダーシップが特に重要と感じました。
- ・私学人魂を奮い立たせられました。

講演「大学の魅力向上に向けて」

- ・教員の教育に対するアイデア、工夫、努力、熱意はこれほどの大きな差を作り出すものかと感動しました。育てることへの一生懸命な姿勢の重要性を思い知りました。
- ・今までモヤモヤしていたものが整

理できました。「教えること」から「学ぶこと」への改革を進めて行きたいと思えます。

シンポジウム

- ・他大学の状況、先生方のコメント、大変今後の参考になり、努力する気持ちのUPに繋がりました。
- ・少人数のトップによる協議のため、実のある議論になりました。

セミナー全体への要望等

- ・二日間、大変刺激的なメニューで参考になりました。また、これ位の人数で講師との距離感が近く、熱意が伝わりました。
- ・今後とも、このような企画を継続していただきたいと思えます。また、全国のセンターとして多くの情報を発信していただきたいと希望します。

なお、セミナーに参加された法人には、新たに経営相談の申し込みをされる法人や事業団職員への講演を依頼される法人もあり、改革に向けた意欲が形となって表れております。

問い合わせ先 (私学振興事業本部)
私学経営情報センター 私学情報室
☎〇三(三三三〇)七八四四・七八四五
Eメール center@shigaku.go.jp

受配者指定寄付金を利用した外部資金の導入 ——被災された私立学校の復興のためにもご利用を——

私学事業団が行う受配者指定寄付金

制度を利用すると、学校法人は企業等から寄付金を受け入れやすくなり、外部資金の導入が促進されます。

東日本大震災によって被災された私立学校を設置する学校法人におかれましても、復興のためにこの制度をご利用くださいますよう、ご案内いたします。

I 税制上の優遇措置

本事業団を通じて学校法人へご寄付いただく受配者指定寄付金は、税制上の優遇措置が認められており、寄付者である企業等は法人税法上で全額を損金に算入することができます。また、個人による寄付は私立学校に直接寄付する場合と、所得税法上の優遇措置に変わりはありません。各私立学校・幼稚園において寄付金受け入れ事務にお困りの場合は、本事業団にご相談ください。学校法人等に対する寄付にかかる税制上の優遇措置については、下の表をご覧ください。

なお、現在、政府において東日本大震災とともに今年度の税制改正について検討されています。法令等が明らかになりましたら、本事業団ホームページ

等でお知らせします。

II 受配者指定寄付金の事務の流れ

受配者指定寄付金制度を利用した寄付金にかかる事務の流れは、次のとおりです。次ページの図と併せてご覧ください。

一 利用前

本制度を初めて利用する場合は、「受配者指定寄付金連絡票」を提出します。提出後、銀行名や口座番号などがあらかじめ記載された「振込依頼書」を送付しますので、寄付金の振り込みの際にご利用ください。

二 募金開始

受配者指定寄付金として取り扱う寄付金の募集を開始します。寄付を申し出た企業・法人等に「寄付申込書」の作成・提出を依頼します。

三 私学事業団の指定銀行口座への振り込み

本事業団への振り込みは、寄付者から学校法人へ振り込んでいただき、これを学校法人が取りまとめ振り込む方法と、寄付者が直接本事業団へ振り込む方法がありますが、後者の場合、寄付者は必ず「寄付先の学校法人を指定

四 寄付金の受け入れに必要な書類の提出

寄付金を本事業団に振り込んだ後（寄付者が直接本事業団に振り込む場合は、「寄付申込書」が企業から提出された後）、寄付金の受け入れに必要な書類として、次の書類を提出します。

- ① 「寄付申込書」
- ② 「受配者指定寄付金に係る確認書」
- ③ ②は、寄付金額が一、〇〇〇万円を超える寄付金の申し込みがある場合のみ提出
- ④ 「寄付金振込報告書」
- ⑤ 「寄付者名および寄付金額一覧」
- ⑥ ③および④は、学校法人が寄付金を取りまとめ本事業団に振り込む場合のみ提出

五 「寄付金受領書」の受け取り

本事業団は、寄付金の入金や「寄付申込書」等の提出書類の確認を行い、寄付者への領収書となる「寄付金受領書」を発行します。

「寄付金受領書」は学校法人宛に送付しますので、学校法人から寄付者に対し送付してください。

六 寄付金の配付申請

支払い等に寄付金を必要とするときは、寄付事業、資金計画等を記載した「寄付金配付申請書」等を提出します。

七 寄付金の配付

本事業団は、配付にあたって「寄付金配付申請書」等に基づき事業内容等の審査を行い、配付額等を決定します。

表 学校法人等に対する寄付にかかる優遇措置一覧

寄付者		法人	個人
寄付の受け手	受配者指定寄付金	寄付金の全額が損金算入できる	[所得控除額] = 寄付金額(総所得金額等の40%が上限) - 2千円※
	特定公益増進法人	[損金算入限度額] = (資本等の金額×0.25% + 当該年度所得×5.0%)×1/2 ◎限度額を超える金額は、その他の法人等への寄付として損金算入ができる	同上
国立大学法人(国・地方公共団体)	寄付金の全額が損金算入できる	同上	同上
その他の法人等	[一般の損金算入限度額] = (資本等の金額×0.25% + 当該年度所得×2.5%)×1/2		所得控除は認められない

※平成22年度から、個人の所得控除額が変更されました。

八 実績報告書の提出

学校法人は、寄付金の配付を受けた年度の決算終了後に「寄付金に係る事業の実績報告書」を提出します。

九 寄付金確定通知書の送付

本事業団は、寄付事業を確定し、「寄付金確定通知書」を学校法人へ送付します。

Ⅲ 受配者指定寄付金の取扱要件

寄付者からの寄付を受配者指定寄付金として本事業団から配付を受けるためには、次の要件をすべて満たす必要があります。

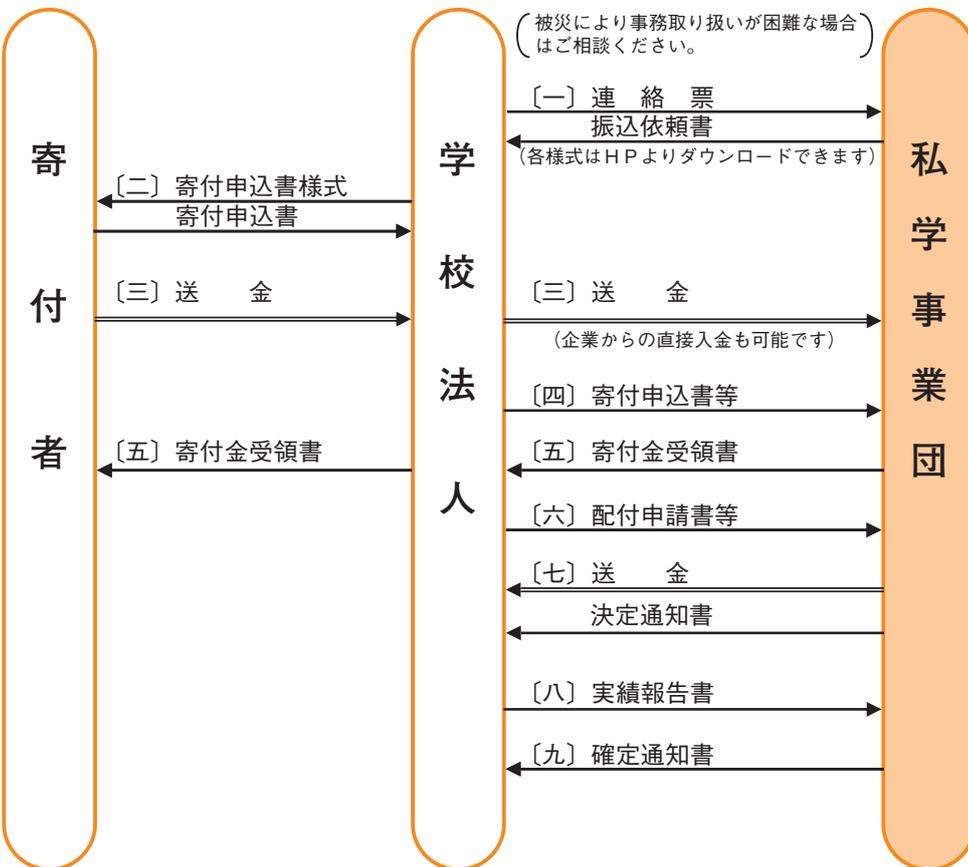
- 一 広く一般に募集され、次のいずれも該当せず、公益性の観点から問題がないこと
- ① 寄付者が寄付により特別な利益を受けていないこと（寄付者名を付した施設・設備、寄付講座等は特別の利益を受けるものには該当しません）
- ② 寄付者が税制上の不当な軽減を企図したものではないこと
- ③ 寄付者の子弟等の入学に関するものではないこと
- 二 税制上の優遇措置を必要としない者からの寄付金でないこと
- 三 すでに終了している事業に充てる寄付金でないこと
- 四 原則として、一口の寄付金額が二〇〇〇円以上であること
- 五 「Ⅳ 受配者指定寄付金の対象事業」に掲げる事業のための寄付金であること（収益事業などに充てることはできません）

Ⅳ 受配者指定寄付金の対象事業

受配者指定寄付金の対象事業は、既設学校法人が設置する学校及び専修学校（授業時間数が二、〇〇〇時間以上の高等課程又は一、七〇〇時間以上の専門課程を設置するものに限る）が行う、教育若しくは研究に必要な費用又は基金に充てるために実施する次の事業です。

- 一 既設学校法人の設置する既設学校が実施する事業
 - ① 教育研究に要する経常的経費
 - ② 寄付講座等基金（注）
 - ③ 奨学基金（注）
 - ④ 教育研究基金（注）
 - ⑤ 敷地、校舎その他附属設備の取得費
 - ⑥ ①及び⑤に要した借入金返済費用
 - （注）基金には、一定の期間に計画的に事業の経費に使用することができる基金（いわゆる「取崩し型基金」）を含みます。
 - 二 既設学校法人が新たに学校等（学部、学科等）を設置するための事業
 - ① 敷地、校舎その他附属設備の取得費
 - ② 初年度経常経費
- 新たに学校等を設置するための資金として寄付金を募集する際に受配者指定寄付金を利用する場合は、寄付金募集のための寄附行為変更認可が必要となります。

図 受配者指定寄付金の事務の流れ



なります。
なお、学校法人を新たに設立し、学校等を設置するための寄付金は、財務省が直接審査（個別指定）を行うため、本事業団では取り扱っていません。
受配者指定寄付金の詳細につきましては、本事業団ホームページ（http://www.shigaku.go.jp/s_kihu_menu）

（注）又は冊子『寄付金事務の手引』をご覧ください。
問い合わせ先（私学振興事業本部）
助成部 寄付金課
☎〇三（三三三）〇七三二七・七三二八
Eメール kifukin@shigaku.go.jp

平成二十三年年度 私立大学等経常費補助金 配分方法の主な変更点 及び第一次補正予算の概要

◆平成二十三年度私立大学等経常費補助金では一般補助と特別補助の抜本的な組み替えを行います。

主な変更点は次のとおりです。

一般補助

1 教員経費・学生経費の単価の改正

従来の特別補助の対象となっていた取り組みのうち、共通的な取り組みとして一般化・定着化した活動については一般補助に組み替えて支援していくという考え方に基づいて教員経費・学生経費の単価を改正します。また、短大・高専の教員経費の充実を図る観点から、単価を大学の学部と同額まで引き上げることとします。

また、PD、RA、TA及び障がい者の人数に応じて経常的経費（員数×単価）に加算するとともに、障がい者の受け入れ体制及びICTを活用した教育研究環境の整備状況を踏まえた加算措置を行います。

略語については、次ページの用語解説をご覧ください。

2 情報の公表による傾斜配分の強化

教育情報の公表を義務付ける学校教育法施行規則の施行（二十三年四月一日）に伴い、教育研究上の基礎的な情報及び修学上の情報の取り扱いを厳格化します。また、財務情報についても、

公表を更に促進する観点から取り扱いを厳格化します。

設定する増減率は次のとおりです。

①教育研究上の基礎的な情報

マイナス三％又は〇％

②修学上の情報等

マイナス三％～〇％

③財務情報

マイナス一％又は〇％

さらに、各大学等の実情に応じた教育研究活動の状況がより多面的に把握しうる情報を公表している場合には、一％加算することとし、より積極的な情報の公表を促進します。

いずれの情報もホームページ等広く周知ができる方法によって公表した場合を対象とする予定です。

特別補助

1 成長分野で雇用に結びつく人材の育成【新規】

「新成長戦略」を踏まえ、成長分野（今後の経済成長を支える重要分野）で雇用と結びつく人材育成を行っている大学等を支援します。具体的な要件は、成長分野で雇用に結びつく人材育成を行っている学部等で次のいずれかに該当していることとなります。

- ①地域の産業界、職能団体等、雇用ニーズのある者から人材活用・実習施

設の提供等の協力の意思表示がされており、養成した人材の雇用を促進するための取り組み（実習等）を実施していること

②インターンシップ（臨地実習を含む）を実施していること

補助金額の算定方法は、学部等の学生数に単価を乗じた額になります。

また、「新成長戦略」に基づき医学部の定員増を行った大学についても加算措置を行います。

2 社会人の組織的な受け入れへの支援【新規】

社会人の受け入れを促進するため、一〇人以上（短大・高専は五人以上）の社会人学生（公開講座の受講生等除く）が在籍している大学等を支援します。

配分項目と補助金額の算定方法は次のようになります。

①正規学生としての受け入れ

受入学生数に単価を乗じます。

②多様な形態による受け入れに対する支援

・科目等履修生

受入学生数に単価を乗じます。

・専攻科、別科

受入学生数に単価を乗じます。

・履修証明プログラム

証明書交付人数に単価を乗じます。

③社会人の受け入れ環境整備への支援

取り組み数に単価を乗じます。

取り組み事例には、社会人のニーズを学外者から聴取する仕組みの構築、施設・設備（図書館等）の利用

の利便、社会人にかかる特別の入学者選抜の実施、社会人向けの履修コースの設定（昼夜開講制等）などがあげられます。

3 大学等の国際交流の基盤整備への支援【新規】

グローバル人材の養成を促進するため、外国人留学生・教員の受け入れ、日本人学生・教員の派遣及びグローバル化に向けた取り組みを組織的にしている大学等を支援します。

算定方法は、海外からの学生や教員の受入数、海外への派遣学生数、教員数に単価を乗じます。また留学生に対する受け入れ体制の整備（相談員の配置、職員の海外派遣等）、修学支援（日本語教育の実施等）、留学生に対する授業料減免事業等、大学等のグローバル化に向けた取り組み数に単価を乗じて補助金額を算定します。

4 大学院等の機能の高度化への支援【新規】

大学院等の機能の高度化を促進するため、研究施設・設備の共同利用や産学連携等を推進する大学等を支援します。

配分項目と補助金額の算定方法は次のようになります。

①大学院における研究の充実

研究科ごとの対象教員数に単価を乗じます。但し、在籍学生数一〇人以上、又は一定以上の研究成果（論文引用数、科研費採択、特許取得・申請数等）が要件となります。

② 研究施設運営支援
規程の整備、専任教員の配置、設置後三年以上経過等を要件に所要経費に応じて算定します。

③ 大型設備等運営支援
購入価格が三、〇〇〇万円以上、当該年度の維持費一〇〇万円以上を要件に所要経費に応じて算定します。

④ 学内施設・設備の共同利用
協定等に基づき、学内施設・設備を他大学等と共同で研究等に利用している場合、施設・設備数に単価を乗じて算定します。

⑤ 戦略的研究基盤形成支援
文部科学省の「私立大学戦略的研究基盤形成支援事業」に選定された事業の経費に応じて算定します。

⑥ 産学連携の推進
知的財産にかかるポリシーや学内ルールを策定しているなど、産学連携に積極的に取り組んでいる大学等を対象とし、教員数に単価、取り組み数を乗じて算定します。

⑦ 大学間連携等による共同研究
規程の整備、学内委員会の審査、紀要の作成等の有無を要件とし、所要経費に応じて算定します。

⑧ 専門職大学院等及び法科大学院
当該大学院を設置している大学を対象とし、教員・学生数に単価及び調整率を乗じて算定します。

⑨ 短大・高専における教育研究の充実
教育組織の高度化支援のため、大学評価・学位授与機構の認定を受けた専攻科を設置する短期大学・高等

専門学校を対象とし、学生数に応じて算定します。

また研究支援として、研究に対する取り組み（論文等の公表、共同研究の実施、紀要の作成等）を要件として、教員数に単価を乗じて算定します。

5 未来経営戦略推進経費【拡充】

従来から対象としていた取り組みに対する支援に加え、先進的なガバナンス改革の取り組みを行った大学等及び地方自治体等と連携して改革を行う大学等を重点的に支援します。

補助金額の算定方法は、従来の定員規模の適正化（募集定員を活用した計画を含む）、他機関の資源の活用などにより経営改善に取り組む大学等への支援に加えて、①学校法人や大学等の合併・統合計画、②地方自治体・地元企業等と連携して改革を行う計画、を含む経営改善計画が採択された場合、一定額を加算することとします。また、他大学のモデルとなる先進的なガバナンス改革等を行い、一定の成果を上げている大学等の取り組みについては、審査基準を新たに策定し、従来の枠組みとは別に審査・採択を行います。

6 授業料減免及び学生の経済的支援体制の充実【拡充】

授業料減免事業の拡充及び経済的支援体制の充実に取り組んでいる大学等を支援します。

現行の経済的に修学困難な学生（留學生は除く）に対する入学金及び授業

料減免等の給付事業及び金融機関の教育ローンの利子負担事業にかかる所要経費の二分の一以内の額を増額する支援に加え、新たに経済的支援体制（地方公共団体、商工会議所、同窓会等と連携した奨学金制度による支援等）の充実を目的とした取り組みに対し、取り組み数に単価を乗じて補助金額を算定します。

— 震災対応 —

第一次補正予算の概要

◆二十三年五月二日に補正予算が成立したことに伴い、東日本大震災（東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による災害を含む）により被災した大学等の教育研究活動の復旧のため補助に加え、東日本大震災により経済的に修学困難となった学生に対する学費減免事業を行う大学等への補助が設けられました。

1 教育研究活動復旧費

東日本大震災により被災した大学等の教育研究活動の円滑な復旧に資する観点から、私立学校施設災害復旧費補助の対象となった大学等に対し、当該教育研究活動の復旧に要する費用について、被災状況を勘案して補助金額を算定します。

2 学費減免に対する経常費助成

東日本大震災により被災し経済的に修学困難な学生に対する入学金・授業

料等の減免その他の給付事業や金融機関の教育ローン等にかかる利子負担事業を実施している大学等を支援します。算定方法は、減免等にかかる事業費の三分の二以内とします。

用語解説

PD（ポスト・ドクター）
当該大学が行う共同研究プロジェクト等において一定の職務を分担して研究に従事する者

RA（リサーチ・アシスタント）
当該大学が行う研究プロジェクト等に必要な補助的業務を行う研究補助者として従事する者

TA（ティーチング・アシスタント）
当該大学の修士課程の学生や学部学生に対する実験、実習、演習等の教育的補助業務に従事する者

ICT
Information & Communication Technology
情報コミュニケーション技術

問い合わせ先（私学振興事業本部）
助成部 補助金課
一般補助
☎〇三（三三三〇）七三〇〇～七三〇二
☎〇三（三三三三）七三〇〇～七三〇一
七三〇六～七三〇八
特別補助
☎〇三（三三三〇）七三〇三～七三〇五
Eメール hojokin@shigaku.go.jp
七三〇九～七三一一

助成業務



私学事業団の刊行物



助成業務



学校法人の経営に関する実務問答集 《第3次改訂版》

実務経験に
役立つ

学校法人から寄せられた会計、税務及び法令等の経営実務に関する様々な相談の中から他の学校法人においても参考となりそうな内容をQ & A形式にまとめて掲載しています。学校法人の経営実務にぜひお役立てください。

【内容】 I. 学校法人会計 II. 税務 III. 私立学校法等

■平成20年12月刊行 ■A5判362頁 定価3,500円(税込) ※送料別途



○私学経営情報第29号

私立高等学校の経営改善方策に関するアンケート報告

平成21年8月調査 — 個性ある私学教育を推進するために —

【アンケート内容】 part1: 高等学校部門対象 A 生徒の確保 B 特色ある教育の推進
part2: 高等学校法人対象 C 経営の健全化

【参考】 平成21年度 私立高等学校入学志願動向

■平成22年2月刊行 ■A4判197頁 定価2,300円(税込) ※送料別途

○私学経営情報第26号

「学校法人の経営改善方策に関するアンケート」報告

大学・短期大学法人編 — 少子化時代を生き抜く —

■平成21年3月刊行 ■A4判215頁 定価2,500円(税込) ※送料別途

○私学経営情報第27号

平成20年度版

大学経営の事例集 ～大学経営を成功に導くために～

■平成21年3月刊行 ■A4判120頁 定価1,600円(税込) ※送料別途

○私学経営情報第28号

平成20年度版 私立高等学校のこれからを考える

■平成21年3月刊行 ■A4判128頁 定価1,600円(税込) ※送料別途



☆上記刊行物のほかにも、「今日の私学財政」のバックナンバーなどがご購入可能です。刊行物によっては完売の場合もございますので、詳しい在庫状況については、下記の学校経営研究会までお問い合わせください。

刊行物のご購入を希望される方は下記までお問い合わせください。

NPO法人 学校経営研究会

☎ 03(3239)7903 / FAX 03(3239)7904

Eメール gaku@keiriken.net <http://www.keiriken.net/>

※刊行物の内容については下記までお問い合わせください。

私学経営情報センター 私学情報室 ☎ 03(3230)7838 / FAX 03(3230)8727

東日本大震災にかかる私学共済制度の取り扱い

六月号に続き東日本大震災（以下「大震災」といいます）にかかる私学共済制度の取り扱いについてご案内します。

医療機関の窓口を支払う自己負担額の免除

手続き書類の受け付けを開始しました

◆一部負担金等の免除

大震災により被災した加入者や被扶養者が一定の要件（※）に該当した場合、医療機関の窓口で負担する一部負担金等が免除となります。

平成二十三年七月一日以降、免除を受けるには、医療機関の窓口で、加入者証等とともに、「一部負担金等免除証明書」の提示が必要となります。免除証明書の申請は、免除申請書に、免除の理由に応じた必要書類を添付して私学事業団に申請してください。

◆一部負担金等の還付

免除認定者（※）が、三月十一日以降の診療で医療機関窓口での猶予を受けずに支払った一部負担金等や、七月一日以降で免除証明書の交付を受ける前に支払った一部負担金等については、本事業団に請求することで、還付を受けることができます。

一部負担金等の還付は、還付請求書に、免除証明書の写しと医療機関で支払った一部負担金等の領収書を添付して本事業団に請求してください。

○免除申請書、還付請求書が必要な場合やご質問は、共済事業本部・短期給付課までお問い合わせください。

○申請書等は、私学共済事業ホームページから、ダウンロードすることもできます。

※「免除認定者の要件」

- ① 三月十一日に特定被災区域に住所を有し、震災で住家が全半壊・全半壊した。
- ② 三月十一日に特定被災区域に住所を有し、震災で主たる生計維持者が死亡、又は重篤な傷病を負った。
- ③ 三月十一日に特定被災区域の住所を有し、震災で主たる生計維持者が行方不明になった。
- ④ 福島原発の避難指示地域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域に指定された。
- ⑤ その他①～④に準じた事情がある。

○平成二十三年六月十三日付けで該当地域の学校法人等あてに送付した通

知文も併せてご覧ください。
○免除認定者に該当しそうな加入者や被扶養者がいる場合は、短期給付課までご相談ください。

「よくある」相談内容

Q 三月十一日の被災時は、別の健康保険に入っていたが、四月一日に私立学校に就職（資格取得）したときは？

A 三月十一日の被災時点で加入者や被扶養者でなかった方でも、その後加入者や被扶養者になってからの療養であれば、適用されます。

Q 三月十一日に被災後、特定被災区域外に避難し、別の私立学校に就職（再取得）したときは？
・三月十一日に被災した被扶養者が、特定被災区域外に避難（引越）したときは？

A 三月十一日の被災後に特定被災区域外に転入した場合も適用されます。

災害見舞金等

引き続き請求を受け付けています

大震災で被災し、住居や家財に損害を受けられた加入者の皆様は、災害見舞金等の請求ができます。

◆被災により、住居や家財に三分の一以上の損害を受けているときは災害見舞金と付加金を、五分の一以上の損害を受けているときは災害見舞金付加金を請求できます。

◆災害見舞金等の対象となる住居の損害は、加入者の所有する住居に限られません。加入者が現に生活の本拠として居住している建造物であれば、借家やアパート、寮、家族の所有する住宅であっても対象になります。

◆本事業団では、被災された皆様に速やかに送金できるように、災害見舞金等及び特例災害貸付の現地受付・審査を行いました。

現地受付・審査の実施結果一覧

実施場所	災害見舞金等		特例災害貸付	
	件数	金額 (千円)	件数	金額 (千円)
岩手県	19	18,003	0	0
宮城県	464	405,436	6	9,550
福島県	132	78,195	0	0
茨城県	48	23,001	1	2,000
合計	663	524,635	7	11,550

実施期間：4月25日～5月26日（延べ18日間）
実施場所：岩手県（盛岡・遠野・花巻・一関）、宮城県（仙台・石巻）、福島県（福島・郡山）、茨城県（水戸・筑西・土浦）の全11会場

○請求は、引き続き本事業団共済事業本部へ郵送で受け付けています。

標準給与基礎届書

提出はお済みですか — 七月十日締め切り —

六月中旬に学校法人等に送付した「標準給与基礎届書」(以下「基礎届書」といいます)は、掛金や給付の算定基礎となる標準給与の月額を決定する大切なものです。正確に記入し、期限内に必ず提出してください。

提出期限 七月十日
提出先 私学事業団
業務部 資格課

基礎届書の記載内容

「基礎届書」に記載されている加入者は、資格取得年月日が平成二十三年五月三十一日以前で、六月一日現在加入者として確認している人です。

記載されている加入者が資格喪失をしたときは、「基礎届書」の備考欄に資格喪失年月日を記入し、二重線で抹消してください(「資格喪失報告書」が未提出の場合は至急提出してください)。

また、六月二日以後に五月三十一日

以前にさかのぼって資格取得が確認された加入者については、別途、「基礎届書」を送付します。
ただし、所属学校変更の場合は、前任校の加入者番号で処理ができるため、後任校に改めて「基礎届書」は送付しません。

提出後に給与を訂正する場合

- ①八月十日までに給与月額の誤りが判明したときは、業務部資格課に「基礎届書」を請求し、訂正理由を記入した文書(任意用紙)を添えて提出してください。
- ②八月十一日以後に給与月額の誤りが判明したときは、「給与訂正申出書」を提出してください。

さかのぼってベース改定(ベースアップ)をした場合

- ①六月以前に差額支給が実施されたときは、改定後の給与で「基礎届書」を提出してください。

- ②七月以後に差額支給が実施されるときは、「基礎届書」は改定前の給与を報告するため、訂正の必要はありません。

その他の注意事項

- ①固定的給与に変動があり、標準給与の月額が二等級以上増減したときは、別途「標準給与改定届書」を提出してください。
- ②「基礎届書」の記載内容に誤りがあっても、「基礎届書」は訂正しないでください。氏名・生年月日を訂正する場合は「加入者異動報告書」を提出してください。
- ③「基礎届書」の記載にあたっては、「基礎届書」と一緒に送付した通知文「平成二十三年標準給与の定時決定の実施について」を参照してください。
- ④七十五歳以上の在職者も「基礎届書」の提出は必要になります。

磁気媒体による報告の場合

磁気媒体を送付するときは、加入者番号・生年月日に誤りがないか確認のうえ、必ず「標準給与基礎届の磁気媒体による報告送付状」を添付してください。
報告送付状は、「磁気媒体による報

告要領」又は私学共済事業ホームページの事務担当者コーナー「磁気媒体作成機能」を参照してください。

確認通知書の送付

「基礎届書」に基づき決定された標準給与の「確認通知書(2)」は九月中旬に送付しますので、給与月額等の内容を確認してください。確認内容に誤りがある場合は、訂正等の手続きをしてください。

「基礎届書」の提出がなごう...

九月以後の掛金だけでなく、各種の給付金や将来の年金にも影響することになりますので、必ず提出してください。

◆ 刊行物送付のお知らせ ◆

平成二十三年度版「事務の手引」と「様式用紙等の記入例集」を七月初旬に「レター」七月号と二重に学校法人等あてに送付しました。

人間ドック利用費用の補助

人間ドックを利用した場合、年度内1回に限り補助金を支給します。

●対象者

人間ドック受診日において、満35歳以上の加入者（任意継続加入者を含む）、被扶養者及び75歳以上で引き続き勤務されている教職員（被扶養者を除く）

●補助対象となる人間ドック

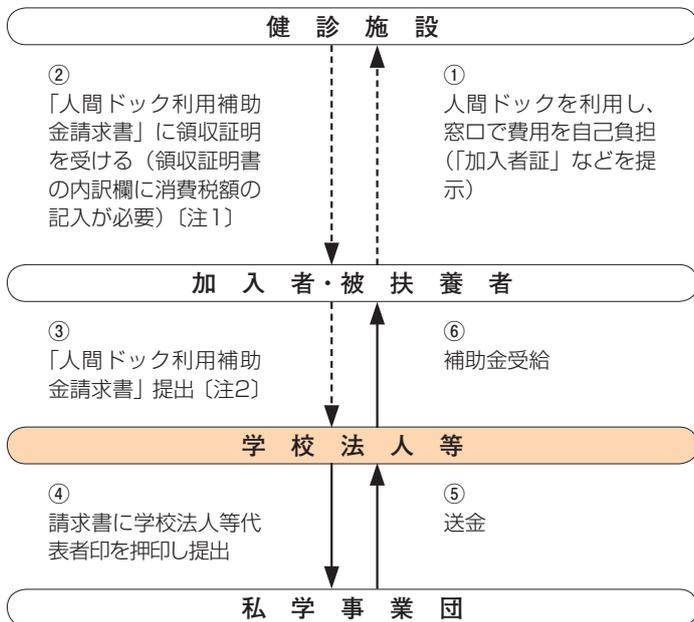
私学事業団で定めた基準検査項目表（右表）の検査をすべて実施した場合にのみ対象となります。検査項目が不足していると補助の対象となりませんので、検査項目もれのないようあらかじめ健診施設に確認のうえ利用してください。

なお、健康診断及び学校法人等が福利厚生の一環として行う健康管理などは、学校法人等に対する補助事業ではないため補助の対象にはなりません。

●補助金

消費税を除く利用料金の60%相当額を補助金として支給します。ただし、補助限度額は3万円となります。

●請求方法



〔注1〕 領収証明を受けられない場合は、領収書（原本）を添付。
 〔注2〕 任意継続加入者は直接私学事業団へ提出。補助金は任意継続申出時の登録口座に送金します。

基準検査項目表

検査項目	区分	日 帰 り の 人 間 ド ッ ク	1泊2日以上 の 人 間 ド ッ ク
既往歴の調査及び質問票		○※1	○※1
自覚・他覚病状の検査		○	○
身体計測	身長	○	○
	体重	○	○
	BMI	○	○
	腹囲	○	○
生理	血圧	○	○
	標準12誘導心電図	○※2	○※2
	眼底検査	○	○
	眼圧検査	○	○
	視力検査	○	○
	肺機能検査	○※3	○※3
X線他	胸部X線	○※4	○※4
	胃X線	○※5	○※5
	腹部超音波	○※6	○※6
生化学	総蛋白	○	○
	A/G	○	○
	アルブミン	○	○
	クレアチニン	○	○
	尿酸	○	○
	総コレステロール	○	○
	HDL-コレステロール	○	○
	LDL-コレステロール	○	○
	中性脂肪	○	○
	総ビリルビン又は尿ビリルビン	○	○
	GOT	○	○
	GPT	○	○
	γ-GTP	○	○
	ALP	○	○
血糖（空腹時）	○	○（負荷）※7	
HbA1c	○	○※7	
血液学	赤血球	○	○
	白血球	○	○
	血色素	○	○
	ヘマトクリット	○	○
	血小板数	○	○
	MCV	○	○
	MCH	○	○
血清学	MCHC	○	○
	CRP	○	○
尿	血液型（ABO、Rh）	○初回のみ必須	○初回のみ必須
	HBs抗原	○	○
	蛋白半定量	○	○
	尿糖	○	○※7
便	潜血	○	○
	沈渣	○※8	○※8
	比重	○	○
便潜血	○※9	○※9	
病理子宮細胞診			○

※1 既往歴の調査及び質問票（特定健康診査における「標準的な質問票」による服薬歴及び喫煙習慣の状況等にかかる22項目の調査）
 ※2 負荷試験は任意で実施
 ※3 努力性肺活量1秒量
 ※4 フィルム大角2枚 2方向
 ※5 胃X-P 4F8枚以上（分割を含む）
 発泡剤、鎮痙剤、下剤の使用は任意（胃カメラ可）
 ※6 検査対象臓器は胆のう・肝臓（脾臓を含む）・膵臓・腎臓とする。ただし、膵臓検出できないときはその旨記載すること
 ※7 血糖3回、75gブドウ糖負荷試験を実施。明らかに糖尿病と判明している場合は省略し、「空腹時血糖」、「尿糖」及び「HbA1c」で可
 ※8 蛋白、潜血反応が陰性であれば省略可
 ※9 免疫法で実施。2回法が望ましい

学校法人等の実施する健康診断等を受けることができずに、人間ドックの検査結果を特定健康診査の実施に替える場合については、人間ドック利用補助金を請求する際に、「人間ドック利用補助金請求書」、「人間ドックの検査結果（写し）」、「標準的な質問票」をあわせて提出してください。

夏休みにご利用ください

—契約施設・バカンスクーポンと長距離フェリーの割引利用—



加入者（任意継続加入者を含む）とその被扶養者、75歳以上で引き続き私学に勤務している教職員等は、全国の宿泊施設やレジャー施設等で、利用料金の補助・割引を受けることができます。お出かけの際にはぜひご利用ください。

詳しくは「私学共済ブック 2011」〔保健・宿泊編〕をご覧ください。（ ）内は「私学共済ブック 2011」〔保健・宿泊編〕の該当ページです。

共
済
業
務

厚生施設・ 健康増進宿泊施設

契約施設を利用するときに補助券が使用できます（私学事業団の直営施設では使用できません）。補助券は「私学共済ブック 2011」〔保健・宿泊編〕の巻末に綴じ込んでありますので、切り取って必要事項を記入のうえ使用してください。

なお、一部割引のみで補助券が使用できない施設があります。

※東日本大震災の影響により、ご利用いただけない場合がありますので、事前に各施設にご確認ください。

	厚生施設（120～154ページ）	健康増進宿泊施設（172～188ページ）
施設内容	遊園地、プール、ゴルフ場など	ホテル、旅館、民宿など
利用方法	①予約が必要な施設は直接予約する。 ②利用施設の受付で「加入者証」などを提示する。 ③補助券は、支払いの際に提出する。	①各宿泊施設へ直接予約をする。 ②利用施設の受付で「加入者証」などを提示し、補助券を提出する。
補助内容	施設により補助額や使用できる補助券の枚数が異なりますので、「私学共済ブック 2011」〔保健・宿泊編〕で確認してください。	・1人1泊につき1枚使用できます。 ・連泊での使用は2泊が限度です。 ・補助額は1枚につき2,000円となります。 ・旅行代理店やインターネットによる予約の場合、補助券が使用できない場合があります。

バカンスクーポンと 長距離フェリーの割引

私学事業団の直営宿泊施設や契約施設等に宿泊すると、その旅行に必要なJR乗車券等を割引購入できます。

	バカンスクーポン（JR乗車券の割引） （167～168ページ）	長距離フェリー（対象会社は5社） （168～169ページ）
利用条件	①大人2名以上又は大人と子供あわせて2名以上で同一旅程をとること ②次のいずれかの施設へ宿泊すること ・私学事業団の直営宿泊施設（170～171ページ） ・健康増進宿泊施設（172～188ページ） ・私学事業団が会員契約をしている宿泊施設（155～165ページ） ・文部科学省共済組合、公立学校共済組合の直営宿泊施設（189～194ページ） ・購入する取扱旅行会社（JTB、近畿日本ツーリスト、日本旅行、トップツアー）の協定宿泊施設 ③指定地駅（宿泊施設のJR最寄り駅）を目的地とし、出発地に戻る旅行で、往路及び復路いずれも201km以上（発着が同じであること）	①大人2名以上で同一旅程をとること
割引率	JR線の普通乗車券が2割引になります。ただし、東海道新幹線を利用又は経由する場合、片道601km未満の場合は1割引きです（周遊きっぷなど各種割引きっぷ及び特急券等は対象外）。	旅客運賃と乗用車の航送料金が2割引になります。ただし、一部1割引きのフェリー会社（太平洋フェリー）や区間もあります。
利用方法	①「バカンスクーポン購入申込書」又は「契約保養所システムフェリーきっぷ購入申込書」を各学校法人等、私学事業団共済事業本部、各ガーデンパレス（京都を除く）共済業務課に請求してください。 ②取扱旅行会社（JTB、近畿日本ツーリスト、日本旅行、トップツアー）の支店・営業所の窓口で①の申込書と「加入者証」などを提出し、きっぷを現金で購入してください。	

※旅行中は、「購入申込書（本人控え）」を必ず携帯してください。

※割引対象外の期間や区間がありますので「私学共済ブック 2011」〔保健・宿泊編〕167～169ページをご覧ください。

※詳しくは取扱旅行会社の支店・営業所にお問い合わせください。

※支払い方法は現金のみになります。

宿泊・婚礼・宴会・会議など多目的にご利用いただける

私学事業団の直営宿泊施設

私学事業団では、加入者の皆様への福利厚生を目的として、全国16か所の宿泊施設を運営しています。

ご旅行やご婚礼といったプライベートな時間や、出張・会議などのビジネスはもちろん、入学試験や入学式（卒業式）、謝恩会などの各種学校行事等、多目的にご利用いただけます。詳しくは、各宿泊施設にお問い合わせください。

宿…宿泊 婚…婚礼 宴…宴会・会議

札幌ガーデンパレス 宿 婚 宴
〒060-0001 札幌市中央区北1条西6丁目 ☎011 (261) 5311 (代表) http://www.hotelgp-sapporo.com
仙台ガーデンパレス 宿 婚 宴
〒983-0852 仙台市宮城野区榴岡4-1-5 ☎022 (299) 6211 (代表) http://www.hotelgp-sendai.com
東京ガーデンパレス 宿 婚 宴
〒113-0034 東京都文京区湯島1-7-5 ☎03 (3813) 6211 (代表) ☎03 (3813) 6290 (宿泊予約) http://www.hotelgp-tokyo.com
湯河原「敷島館」 宿 宴
〒259-0314 神奈川県足柄下郡湯河原町宮上745 ☎0465 (63) 3755
箱根「対岳荘」 宿 宴
〒250-0405 神奈川県足柄下郡箱根町大平台312 ☎0460 (82) 2094
鎌倉「あじさい荘」 宿 宴
〒248-0021 神奈川県鎌倉市坂ノ下25-4 ☎0467 (22) 3506
葉山「相洋閣」 宿 宴
〒240-0116 神奈川県三浦郡葉山町下山口2040-1 ☎046 (875) 7300
名古屋ガーデンパレス 宿 婚 宴
〒460-0003 名古屋市中区錦3-11-13 ☎052 (957) 1022 (代表) http://www.hotelgp-nagoya.com
金沢「兼六荘」 宿 宴
〒920-0918 石川県金沢市尾山町6-40 ☎076 (232) 1239 http://www.kenrokusou.com

志賀高原「やまゆり荘」 宿
〒381-0401 長野県下高井郡山ノ内町志賀高原蓮池 ☎0269 (34) 2102
軽井沢「すずかる荘」 宿
〒389-0111 長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉3607 ☎0267 (45) 7311
京都ガーデンパレス 宿 婚 宴
〒602-0912 京都市上京区烏丸通り下長者町上ル 龍前町605番地 ☎075 (411) 0111 (代表) http://www.hotelgp-kyoto.com
大阪ガーデンパレス 宿 婚 宴
〒532-0004 大阪市淀川区西宮原1-3-35 ☎06 (6396) 6211 (代表) http://www.hotelgp-osaka.com
京都「白河院」 宿 宴
〒606-8333 京都市左京区岡崎法勝寺町16 ☎075 (761) 0201
広島ガーデンパレス 宿 婚 宴
〒732-0052 広島市東区光町1-15 ☎082 (262) 1122 (代表) http://www.hotelgp-hiroshima.com
福岡ガーデンパレス 宿 婚 宴
〒810-0001 福岡市中央区天神4-8-15 ☎092 (713) 1112 (代表) http://www.hotelgp-fukuoka.com

宿泊予約については、各施設へ直接お電話していただくか、ガーデンパレスのホームページ又は私学共済事業ホームページ「しがくのやど」のインターネット予約をご利用ください。

しがくのやど

検索

(http://www.shigakukyosai.jp/)

私学事業団は、学生の就職活動を応援します

私学事業団では、学生の就職活動を応援する一環として、各ガーデンパレスで就活応援プラン（宿泊パック）をご用意いたしました。

就活応援プランとして、通常価格より割安な宿泊料金のうえ、特典もご用意しております。

主要な駅から程近いガーデンパレス（札幌・仙台・東京・名古屋・京都・大阪・広島・福岡）を就職活動の拠点としてぜひご利用ください。

詳しくは各ガーデンパレスのホームページをご覧ください。



共済業務

〒113-8441 文京区湯島1-7-5
☎03(3813)5321(代表)ご照会の際は、学校記号番号、加入者番号を
お手元にご用意ください。<http://www.shigakukyosai.jp/>

高齢受給者基準収入額適用申請

70歳以上の高齢受給者が医療機関等で受診する際の一部負担金は原則1割負担ですが、標準給与の月額が28万円以上の場合は3割負担となります。

ただし、3割負担の人の年収が高齢受給者基準収入額に該当する場合は、申請により1割負担となります。

6月1日現在3割負担になっている人を対象に、「高齢受給者基準収入額適用申請書」を6月中旬に学校法人等あてに送付しました。

該当する場合は平成22年分の収入額が確認できる「平成23年度所得証明書」を添付し、7月20日(水)(必着)までに手続きしてください。

なお、高齢受給者基準収入額に該当しない場合、変更手続きは必要ありません。

共済定期保険の配当金を送金しました

平成22年度の収支決算の結果、剰余金が生じたため、22年10月1日現在加入している人に対して、配当金の保険料振替口座に6月24日(金)付けで送金しました。

コース名	配当率
家族年金コース	46.26%
医療保障コース	47.01%
学校加入コース	46.26%

ダウンロードできる様式用紙が増えました

資格関係の様式用紙は、複写の様式を除いて私学共済事業ホームページ(<http://www.shigakukyosai.jp/konna/dl/index.html>)よりダウンロードできますので、ご利用ください。

◎新しくダウンロードできるようになった用紙

資格取得報告等の取下げ申出書
加入者資格取得日・喪失日等訂正申出書
資格喪失報告の取下げ申出書
標準給与改定届書(即時改定用)
標準給与改定申請書(育児休業等終了者用)
給与訂正申出書
賞与等支給報告書
賞与等訂正申出書
賞与等訂正・取消申出書(学校一括用)
給与・賞与等取消申出書

共済事業本部の代表電話がつながりにくい状態になっており、ご迷惑をおかけしております。特に、月曜日や午前中は電話が大変混雑しておりますので、ご了承ください。

短期給付金等の受け取り及び掛金等の納付方法(お願い)

給付金等の受け取りを確実にするため、**払出証書で給付金等を受け取っている学校法人等**は、「短期給付金・貸付金・積立貯金受取金融機関口座等申出書」により、金融機関の預金口座への送金に変更をお願いします。

また、**掛金等及び貸付償還金を払込通知票により納付している学校法人等**は、「預金口座振替依頼書・自動払込利用申出書」により、指定口座からの自動引き落としができる便利な預金口座振替をご利用ください。

これにより、手数料等の事務費節減につながりますのでご協力をお願いします。

住宅貸付にかかる団体信用生命保険申込書の変更

平成23年8月1日告知分から住宅貸付にかかる「団体信用生命保険申込書兼告知書」の用紙が変更になりました。旧用紙の使用期限は9月30日告知分までです。

7月の共済業務スケジュール

4日(月)	貸付 送金
6日(水)	貸付 6月分定期償還期限
8日(金)	貯金 払込期限(必着)
10日(日)	「標準給与基礎届書」提出期限
15日(金)	貸付 8月2日送金申し込み・任意償還申出締め切り
20日(水)	貯金 送金
22日(金)	貸付 送金
	貯金 払戻・解約請求締め切り
25日(月)	積立共済年金 脱退申出等締め切り 共済定期保険 口座・住所変更申出締め切り
28日(木)	掛金 6月調定分口座振替(自振校のみ) 貸付 7月分定期償還口座振替(自振校のみ)
29日(金)	貸付 8月22日送金申し込み締め切り

8月の共済業務スケジュール

1日(月)	掛金 6月調定分納期限
2日(火)	貸付 送金
6日(土)	貸付 7月分定期償還期限
10日(水)	貯金 払込期限(必着)
15日(月)	貸付 9月2日送金申し込み・任意償還申出締め切り

INFORMATION

助成業務

〒102-8145 千代田区富士見1-10-12

☎03(3230)1321(代表)

http://www.shigaku.go.jp/s_home.htm

助成業務ホームページのご案内



私学事業団助成業務では、各業務の情報や提出資料の様式等をホームページでお知らせしています。情報の更新は随時行っていますので、皆様ご活用ください。

■アクセス方法■

- 事業団トップページよりアクセスする場合
黄色い枠の「助成業務」、もしくは枠内の各業務名をクリック。
- 直接URLを入力してアクセスする場合
http://www.shigaku.go.jp/s_home.htm

○応募・問い合わせ先

〒102-8145

日本私立学校振興・共済事業団 企画室

☎03(3230)7810・7811

Eメール kikaku@shigaku.go.jp

経営支援・情報提供

- 「私立学校運営の手引き」
- 私学経営情報センターが行うサービスのご案内
- 学校法人ポータルサイトのご案内
- 私学情報資料室のご案内

私立大学等経常費補助金

- 補助金の配分基準等
- 補助金の交付状況

融 資

- 学校法人等に対する貸付事業
- 私立学校のための融資ガイド
- 融資額算出シミュレーション(建物・土地)
- 融資金利表(平成23年6月9日現在)

寄付金・学術研究振興資金

- 受配者指定寄付金に係る実績報告の提出について
- 受配者指定寄付金「寄付金事務の手引」
- 学術研究振興資金のご案内
- 学術研究振興資金 採択研究課題一覧

会計処理等の質問・相談を承っています

私学経営情報センターでは、会計処理をはじめとして、人事・学務等、私学経営全般にわたるご質問、ご相談について、電話やFAX、Eメール等で随時承っています。

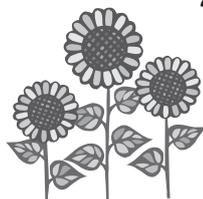
また、今回の東日本大震災にかかる義援金や奨学金等の処理についてもお受けいたしますので、ぜひご利用ください。

私学経営情報センター

☎03(3230)7846・7847(会計処理)

☎03(3230)7838(私学経営全般)

Eメール center@shigaku.go.jp



東日本大震災で被災された学校法人の皆さまへの返済猶予の実施

東日本大震災により、被災された皆様に心からお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興をお祈り申し上げます。

被害を受けられた地域の学校法人の皆さまに対し、既往の貸付(校舎・園舎建築等資金)について、平成23年9月期の元金の償還及び利息の支払いを、当面6か月間、猶予いたします。

また、平成23年3月期に6か月間猶予とした元金の償還及び利息の支払いにつきましても、9月以降更に6か月間、猶予期間を延長します。

ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせ下さい。

融資部 融資課

☎03(3230)7868

Eメール yushi@shigaku.go.jp

宿泊施設のご案内

インターネットで宿泊予約ができます。
<http://www.shigakukyosai.jp/>

夏休みの家族旅行に最適です

土日エコきっぷ付き宿泊プラン

名古屋の観光名所巡りに最適な市バス・地下鉄の1日乗車券付き宿泊プラン（土・日・祝日限定）です。

1名様 食事なし（シングル） **7,100円**
 2名様 食事なし（ツイン） **13,000円**



【今話題の名古屋の新名所】

名古屋科学館（世界最大のフラネタリウムなど）
 リニア・鉄道館（JR東海 鉄道博物館）

入場券の半券をご提示いただくと、

1施設ごとに 室料 500円 割引
2施設行けば 最大 1,000円 割引

※1室につき、割引限度は1,000円までとさせていただきます。
 ※ホームページでお知らせしている特別宿泊プラン（エコシングルプランを除く）を利用される方への特典となります。

HOTEL, BANQUET & RESTAURANT

Gp 名古屋カーテンパレス

〒460-0003 名古屋市中区錦3-11-13 ☎052(957)1022
 (JR「名古屋」駅から徒歩で「栄」駅下車、徒歩5分)
<http://www.hotelgp-nagoya.com>

融資事業のご案内

平成23年度融資のご相談、お待ちしております！

■ 融資金利表（平成23年7月1日現在）

融資費目	返済期間		
	20年以内 (うち据置2年)	10年以内 (据置年数含む)	6年以内 (据置年数含む)
【一般施設費】 校(園)舎、体育館、講堂、遊戯室等の建築事業等並びに校(園)地の買収事業等	年% 1.8	年% 1.1	年% 0.8
【特別施設費】 寄宿舎、国際交流会館、セミナーハウス等の建築事業並びに当該施設建築のための土地買収事業等	1.9	1.2	—
【教育環境整備費】 校教具、通園バス等の購入 ※幼稚園、特別支援学校、専修学校が対象	—	—	5年6か月以内 (うち据置6か月) 0.6
【教育環境整備費】 大型設備・情報技術整備等	—	1.1	—

※融資金利は毎月の金利情勢により変更することがあります。
 ※上記費目以外にも災害復旧事業、公害対策事業等が対象となります。

校舎、園舎等の施設の建築
(改修も含みます)

校地、園地の購入

機器備品の購入

私学事業団融資は、長期借入・固定金利・元金措置(最大2年間)・元金均等償還です。

施設整備をご計画なら「安心で、安定感のある」本事業団資金のご利用を検討されてはいかがでしょうか。

23年度融資のご希望については、現在受付中です。

ご相談はお早目にどうぞ

問い合わせ先
(私学振興事業本部)

融資部 融資課 ☎03(3230)7862~7867
 Eメール yushi@shigaku.go.jp

今月の表紙

法政大学

東京都の市ヶ谷(千代田区・新宿区)・多摩(町田市)・小金井(小金井市)に3つのキャンパスを展開する法政大学。15学部16研究科・3付属校を有する総合大学です。
 体育会をはじめ課外活動に積極的に取り組む学生が多く、大会の応援も盛んです。